

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年5月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500500号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2600002号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成3年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年6月30日から同年7月1日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失日が平成3年6月30日となっているが、同社の退職時に発行してもらった在職証明書には、同年6月30日まで在職していた旨が記載されているので、資格喪失日は同年7月1日になるはずである。

調査の上、平成3年7月1日を資格喪失日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された在職証明書(写)、A社の事業主の回答及び同社の担当者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る平成3年5月の厚生年金保険の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成3年6月30日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、同年6月30日から同年7月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年7月1日として届け出たにもかかわらず、社会

保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年6月30日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500499号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2600003号

第1 結論

平成2年7月から同年9月までの期間及び平成4年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年7月から同年9月まで
② 平成4年4月

請求期間①について、私が平成2年7月に勤務していた会社を退職後に、請求期間②については、私が平成4年3月末に勤務していた会社を退職後に、その都度、母親がA区役所で私の国民年金の加入手続を行い、同区役所の窓口で国民年金保険料を納付してくれていたと母親から聞いている。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者は、平成2年7月に勤務していた会社を退職した後、請求期間②については、平成4年3月末に勤務していた会社を退職した後、その都度、母親がA区役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたと母親から聞いている旨主張しているところ、請求者の母親からは、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について具体的な陳述を得ることができない上、請求者は、これらに直接関与していないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳(写)によると、国民年金の「初めて上記被保険者となった日」は、平成8年4月28日と記載されている上、当該日付はオンライン記録と一致しており、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は請求期間①及び②において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請

求者から提出された年金手帳（写）に記載されている国民年金手帳記号番号（*）のほかに、請求期間①及び②当時において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間①及び②当時、居住していたB市は、当該期間当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500502号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2600003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年6月23日から昭和63年7月1日まで

請求期間の前に勤務していた会社に在籍していた時に、近くにあったA社に勤務していた同じ中学校の同級生に勧められて、同社の一般事務員に係る正社員募集の面接を受けて入社した。

請求期間においてはA社に一般事務員として勤務し、当該期間の給与から厚生年金保険料を控除されており、同社の代表者、経理担当者及び営業社員の名前を記憶しているので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者がA社の代表者、経理担当者及び営業社員であったとする者は、オンライン記録によると、いずれも同社の事業主及び厚生年金保険被保険者としての記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和62年8月1日であり、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによる調査を行ったものの、同日より前に同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、A社は平成23年8月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に亡くなっていることが確認できる上、商業登記簿謄本によると、同社は平成24年8月*日に破産手続廃止の決定確定とされており、同社の破産管財人は、同社に係る資料については保管期限(7年)経過により保管していない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によりA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に対し照会を行い、回答が得られた複数の者は、請求者のこと、同社に係る厚生年金保険加入の取扱い等については不明である旨回答している。

加えて、上記回答が得られた者のうち、請求期間において勤務していたとする複数の者は、A社が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間においては給与から厚生年金保険料を控除されていなかった旨陳述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚、事業主及び経理担当者は、いずれも同社が適用事業所となった昭和62年8月1日に被保険者資格を取得し、同日より前の期間については請求期間を含め国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者の請求期間に係る記録は確認できない上、オンライン記録により、当該期間のうち、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日以降の期間において被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。